

公益財団法人滋賀県環境事業公社

2016 年度 環境活動レポート

(対象期間：2016 年 4 月～2017 年 3 月)



作成日：2017 年 8 月 10 日

1. 環境方針

1 基本理念

公益財団法人滋賀県環境事業公社は、県内廃棄物等の責任処理を実現するとともに、産業廃棄物等の適正処理を通じて、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展を支え、地域社会との調和を大切にしながら、五つのこだわりで事業活動を創造し、社会貢献を果たします。

- 一、自然と生活環境を守る
- 一、産業を支え、循環型社会形成の一翼を担う
- 一、安全・安心な社会を支える
- 一、開かれた施設運営を行う
- 一、実践による廃棄物研究を進める

2 行動指針

基本理念の実現のために、次に掲げる基本方針に沿って環境目標および環境活動計画を定めて、すべての職員の参加の下に確実に実行します。そしてその結果を定期的に検証するとともに必要な見直しを行い、環境経営システムの継続的な改善を図ります。

- (1) 搬入管理を徹底し、周辺環境への保全を図ります。
- (2) 二酸化炭素排出量削減に努めます。
- (3) リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めます。
- (4) 化学物質の適正管理に努めます。
- (5) グリーン購入を推進します。
- (6) 環境関連法令およびその他の要求事項を遵守します。
- (7) 職員に環境教育を実施し、環境意識の向上に努めます。
- (8) この環境方針は、すべての職員に周知します。

制定日 平成22年7月 1日

改定日 平成25年3月21日

改定日 平成26年2月 3日

改定日 平成26年7月20日

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長 三日月 大造

2. 組織の概要

(1) 名称及び代表者名

公益財団法人滋賀県環境事業公社

理事長 三日月大造

(2) 所在地

本社 滋賀県甲賀市甲賀町神 645 番地 (クリーンセンター滋賀敷地内)

クリーンセンター滋賀 滋賀県甲賀市甲賀町神 645 番地

甲賀埋立処分場 滋賀県甲賀市甲賀町神 569 番 3

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 常務理事 岡治 利和

担当者 清水 和紀 電話：0748-88-9191

(4) 事業内容

産業廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業並びにこれらの事業に関連する業務

(5) 事業の規模

基本財産 55,708 千円

法人設立年月日 昭和 57 年 12 月 16 日

処分料収入 903,007 千円(2016 年度)

従業員 25 名*

	クリーンセンター滋賀	甲賀埋立処分場	合計
敷地面積	236,000 m ²	43,000 m ²	279,000 m ²

※ 2017 年 4 月 1 日現在。委託業者 13 名含む。

(6) 事業年度 4 月～3 月

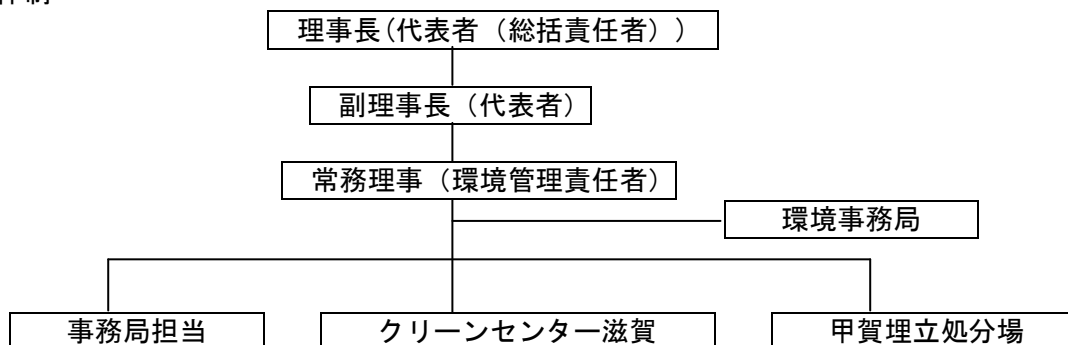
3. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名 : 公益財団法人滋賀県環境事業公社

対象サイト : 本社、クリーンセンター滋賀、甲賀埋立処分場

活動 : 産業廃棄物の処理処分および再資源化に関する事業並びにこれらの事業に関連する業務

実施体制



4. 許可等の内容

産業廃棄物処分業許可の内容

許可区域	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲	廃棄物の種類
滋賀県	02530144357	平成 25 年 9 月 10 日 平成 30 年 8 月 18 日	最終処分 [管理型埋立]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

廃棄物処理センターの指定の内容

指定者	指定日	根拠法令
環境大臣	平成 14 年 11 月 25 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 5

5. 施設等の状況

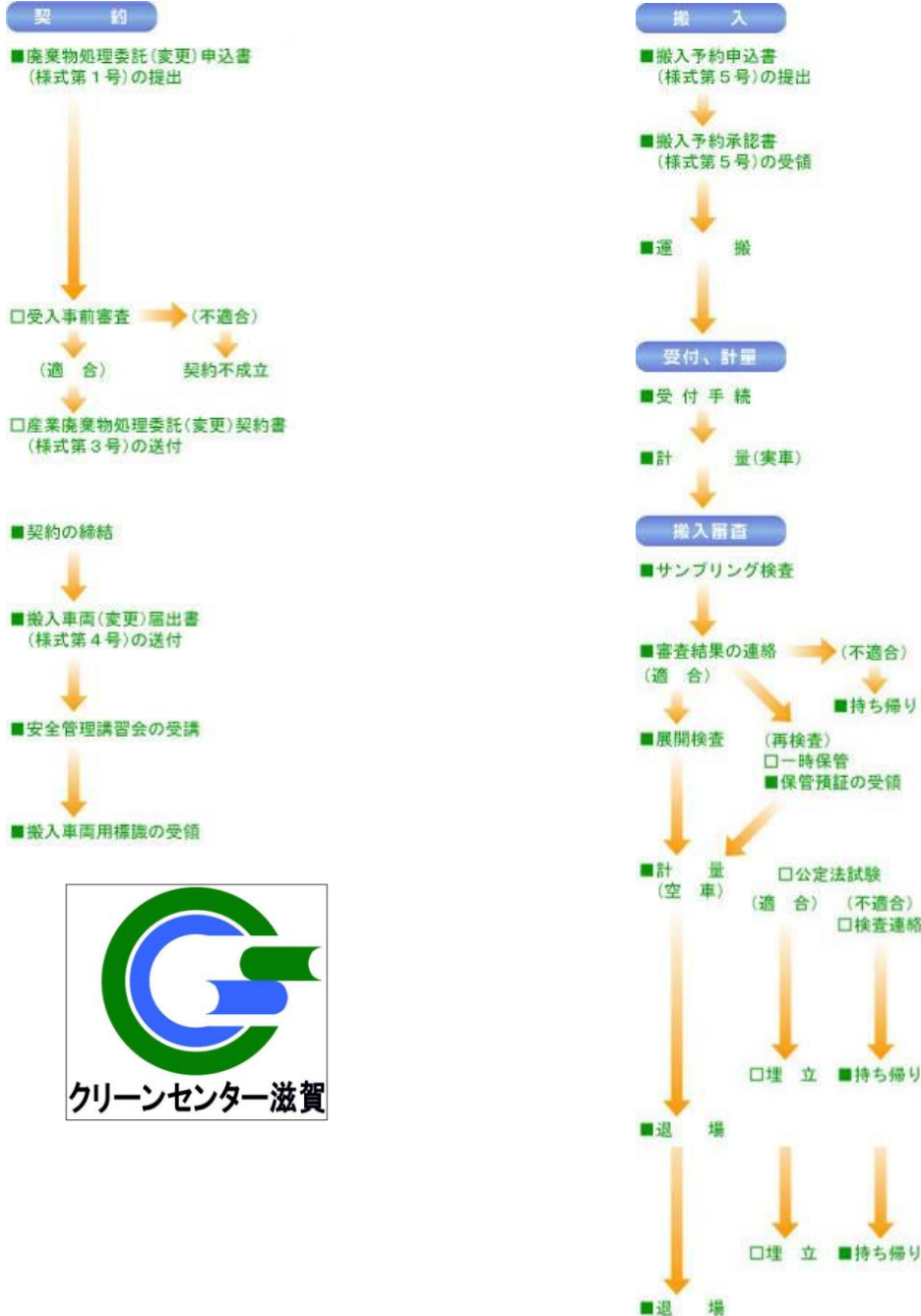
処理施設の 種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	処理工程図
最終処分場 (管理型) 「クリーンセンター 滋賀」	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	面積 98,000 m ² 容量 1,300,000 m ³ 残容量 719,444 m ³	準好気性	次頁「処理工程図」参照。
最終処分場 (管理型) 「甲賀埋立 処分場」	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	面積 21,000 m ² 容量 213,000 m ³	準好気性	—(※)

※ 平成 10 年 3 月 6 日埋立完了。

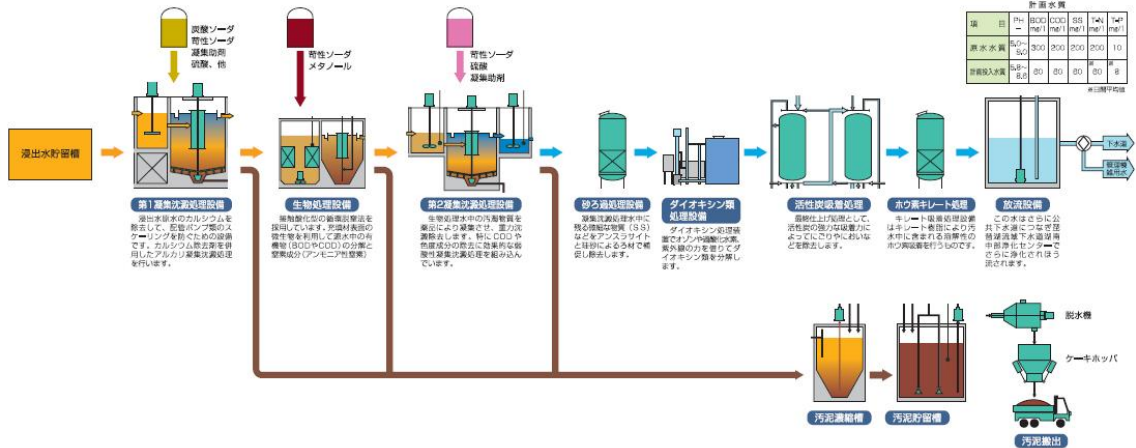
6. 処理実績

廃棄物の種類	処理量(t)	廃棄物の種類	処理量(t)	廃棄物の種類	処理量(t)
燃え殻	570.18	繊維くず	39.12	ガラスウール	28.20
有機汚泥	149.07	ゴムくず	0.51	鉱さい	293.04
無機汚泥	283.37	金属くず	0.43	がれき類	586.58
廃プラスチック類	2,286.23	ガラス陶磁器くず	1,039.42	混合廃棄物	31,141.95
紙くず	0.00	廃石膏ボード	2,902.28	ばいじん	3,854.16
木くず	97.63	石綿含有廃棄物	664.94	残土等廃棄物以外	0.00
処理量合計					43,937.11

廃棄物処理工程図



浸出水処理工程図



7. 主な環境負荷の実績

項目	単位	2014年	2015年	2016年	
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	569,430	592,091	558,173	
廃棄物排出量	k g	376	165	165	
総排水量	公共用水域	m ³	8,358	8,573	7,363
	下水道	m ³	73,243	85,100	64,279.5

※ 二酸化炭素排出量（購入電力）の算定に使用した排出係数：

2014年 0.450 kg-CO₂/kWh、2015年および2016年 0.530 kg-CO₂/kWh

8. 環境目標及びその実績

項目	年度	基準値	2015年		2016年	
		(基準年)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)
電力量の削減	基準年度比 (%)	741,428 kWh (2011年)	711,771 kWh 96%	718,029 kWh 100.9%	704,357 kWh 95%	611,867 kWh 86.9%
自動車燃料の削減	基準年度比 (%)	1,111L (1515L) (2011年)	1,445L 96%	1,939L 128.0%	1,439L 95%	1,703L 118.4%
一般廃棄物の削減	基準年度比 (%)	123kg (2011年) 142kg (2013年)	139kg 98%	165.2kg 118.8%	138kg 97%	164.6kg 119.8%
節水	上水使用量 (m ³)	496m ³ (2011年)	496m ³	308 m ³	496m ³	499 m ³
水処理施設における化学物質の適正管理	使用量、保管状況の確認、MSDSの定期的な確認	使用量、保管状況を確認する。	1営業日 毎1回確認	実施	1営業日 毎1回確認	実施
事務用品のグリーン購入	事務用品のグリーン購入率	75%	87%	88.5%	89%	95.2%
搬入管理の徹底	公定法実施回数 (検体)	11検体 (2011年)	12	10	12	6

(環境目標の設定について)

- 電力の二酸化炭素排出量については、排出係数の変動が大きいことから、消費電力量の削減を目標とする。
- 自動車燃料の削減については、2015年度から職員が1名増加することによる自動車の利用の増加を考慮して、基準値を404L増やし1515Lとして目標値を設定した。
- 一般廃棄物の削減については、搬入量の増加に伴う業務量の増加を考慮し2015年度から基準年度を変更した。
- 節水(水使用量)については、タイヤ洗浄や散水等には中水を活用しているが、湯水期には不足する場合があります、その場合は上水を利用する。このため、水使用量は把握はするが、目標の設定はしない。
- 化学物質使用量については、水処理施設での維持管理に使用されていることから、目標は数値化せず、適正な管理とする。
- グリーン購入率は、「環境対応品購入額/全購入品額」とし、環境対応製品とは、①グリーン購入法に基づく国の「特定調達品目」の「判断の基準」を満たしているもの、②エコマーク等の環境ラベル表示製品、③滋賀県ビワクルエコ製品(県リサイクル認定製品)とする。
- 搬入管理の徹底としては、受入時に対象となる廃棄物の公定法による確認回数を目標とする。

9. 環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容

◎：よくできた ○：ほぼできた △：あまりできなかった ×：全くできなかった

取り組み計画	達成状況	評価(結果と次年度の取組内容)
電力量の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な照明の消灯 ・ 空調温度の適正化 ・ 水処理施設設備の適正な稼働（不要な設備の停止） 	○	4月、1月、2月は月毎の目標が達成できなかったが、それ以外の月は目標を達成し、年間の目標も達成した。2017年度も管理棟での節電、水処理施設設備の適切な稼働などについてさらに努力すること。
自動車燃料の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップ ・ エコドライブの推進 ・ 相乗り、ルートの事前確認などの効率的な利用 	×	公用車以外のガソリン使用が増加したことにより目標値を達成できなかった。前年度よりガソリン使用量は減少している。2017年度は自動車以外のガソリンの使用についてさらに効率的な利用に努めること。また、エコドライブの推進、車両の効率的な利用に努めること。
一般廃棄物の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底 ・ 不要な印刷物の削減 ・ 裏紙利用できる紙の可能な限りの利用 ・ ミスコピーの防止 	×	業務量の増加に追随する部分はやむを得ないが、極力リサイクルするように努める等さらなる排出削減を進めること。
節水		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水の徹底 ・ 中水（処理水）、雨水の利用 	◎	前年度より使用量が増えているが、これは4月に発生した漏水が原因であり、それを除けば、前年度より使用量が削減できている。今後も、可能な範囲で節水等の取組を継続していくこと。
水処理施設における化学物質の適正管理		
<ul style="list-style-type: none"> ・ MSDSが最新のものか確認 ・ 使用量、保管状況の確認 	◎	薬品の使用状況について毎月確認し、適正に使用、管理されているかを確認した。今後も適正使用、適正管理を行っていく。
事務用品のグリーン購入		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入前のグリーン購入対象品目の確認 	◎	4月、10月、11月は目標を下回ったが、それ以外の月は目標を達成し、年平均でも目標を達成できた。購入前の確認が徹底できていると評価できる。今後も継続して取り組むこと。
搬入管理の徹底		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公定法実施状況の確認 ・ 対象品目の蛍光X線分析の実施 ・ 展開検査の実施 	△	蛍光X線分析により必要と判断した場合は、すべて公定法による確認が実施されている。今後も必要に応じ公定法による確認を適切に実施すること。

10. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、違反、訴訟等も過去3年間ありませんでした。

適用される法規制等と遵守状況

適用される法規制	該当する要求事項	遵守評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処分業許可更新、処理基準の遵守、管理票の保管等	適正処理
滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱	許可申請等に係る事前協議、知事への実績報告	遵守
滋賀県環境影響評価条例	事後調査の実施及び報告書の作成	遵守
滋賀県自然環境保全条例	協定の締結および協定に基づく事後調査の実施及び報告	遵守
騒音規制法	特定施設の届出	遵守
甲賀市水道事業給水条例	定期検査、水質検査の実施	遵守
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	特定製品の管理の適正化 (3カ月に1回以上の点検)	遵守

11. 全体の評価と見直し

平成28年度は、埋立時の粉じん飛散防止対策としてエンジンポンプによる散水を徹底したことによりガソリンの消費量が増加した。

また、第4期工事等の設計や、硫化水素対策等の業務に力を入れたこと、また、弁当の宅配が無くなったことにより別途弁当を購入する人が増えたことにより一般廃棄物が増加した。

このように業務量の増加等により必然的に数値が増加せざるを得ない項目があるが、このような状況の中でも電気使用量や節水、グリーン購入の推進等の項目についてはほぼ目標を達成しており、職員の意識は高まってきていると考えている。

電力の二酸化炭素排出量抑制についても、職員の省エネ活動による効果が確認しやすい管理棟の使用電力量について目標を設定することとした。また、自動車燃料の削減については目標の見直しを行い、業務量の変化による増減が激しいガソリン使用量ではなく、燃費を目標とすることとした。一般廃棄物の削減についても状況の変化により排出量が大きく変化したことから目標値を見直すこととした。グリーン購入の推進については十分に目標を達成しており、購入額での評価だけでなく購入件数についての評価も検討することとした。搬入管理の徹底については検体数による管理ではなく必要十分な検査が実施できるよう目標を見直すこととした。

引き続き一層の意識向上と不断の取組により環境に配慮した事業としての取組を継続する。

12. 平成28年度事業報告

①クリーンセンター滋賀環境監視委員会

地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を運営ならびに環境影響評価の事後調査の報告（2回）を実施しました。

②情報公開

クリーンセンター滋賀での搬入実績および河川水、地下水の水質などの環境影響評価事後調査の結果についてホームページ等で定期的に公開しています。

ホームページアドレス <http://www.shiga-kj.com/jyouhou/izikanri.html>

③センター施設への視察受入

クリーンセンター滋賀のPR及び産業廃棄物処理施設に対する社会の理解を深めるため、視察を受け入れています。

視察団体数	視察者数
36団体	215名

④廃棄物に関する研修会等の実施

・出前講座

実施日：平成28年8月5日

テーマ：アロマセラピーのおはなし

・学生向け研修会

実施日：平成28年9月1日

テーマ：「クリーンセンター滋賀」の概要について

・産業廃棄物シンポジウムの開催

実施日：平成29年3月7日

テーマ：建設現場からの廃石膏ボードのゆくえ

・公益社団法人滋賀県環境保全協会との研修会の共催

実施日：平成28年8月19日

テーマ：法・条例を学ぶ講習会（産業廃棄物編）

・エコアクション21審査人力量向上研修会の講師

実施日：平成29年2月9日

テーマ：廃棄物から見える環境問題の今

⑤環境イベントなどの開催・出展

・3Rアート制作イベント

実施日：平成28年8月10日

参加人数：15人（小学生対象）

- ・ 公社感謝祭

実施日：平成 28 年 11 月 5 日（土）

参加人数：450名

- ・ 「びわ湖環境ビジネスメッセ 2016」へのブース出展

実施日：平成 28 年 10 月 19 日（水）～21 日（金）

⑥ 美化清掃に対する支援

滋賀県が実施している「淡海エコフオスター制度」に合意しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行いました。

支援の内容	支援団体数
ゴミ袋セット（ゴミ袋 450 50 枚、レジ袋 100 枚、軍手 1 ダース）	119 団体
淡海エコフオスター活動の帽子 5 個セット	10 団体
計	129 団体

⑦ 県下で実施される清掃活動に対する支援

県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛し、その清掃活動等に対し財政的支援を行いました。＜協賛金 20,000円＞

＜1＞ 滋賀県勤労者山岳連盟＜協賛金 10,000円＞

◆ 内容

第 44 回クリーンハイク（清掃登山）

平成 28 年 5 月 28 日（土）、29 日（日）、6 月 1 日（水）

（会場：鈴鹿、伊吹、金勝アルプス、湖南アルプス、三上山、比良ほか）

＜2＞ 美しい湖国をつくる会（滋賀県庁・循環社会推進課内）

＜協賛金 10,000円＞

◆ 内容

「環境美化の日」の基準日として県下全域を対象する環境美化運動

① ゴミゼロ大作戦（基準日：5 月 30 日）

② びわ湖を美しくする運動（基準日：7 月 1 日）

③ 県下一斉清掃運動（基準日：12 月 1 日）